（様式１別紙２）

矢板市移住支援金交付要綱に係る個人情報の取扱い

　栃木県及び矢板市は、栃木県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成17年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、栃木県及び矢板市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、栃木県マッチング支援事業実施要領に規定する企業情報提供サイトに登録された法人又はとちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領に規定する地域課題解決型創業支援プロジェクトの実施主体に提供し、又は確認する場合があります。